

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

		作成年度	平成26年度	次回見直し予定	平成31年度
条例名	沿道区域の指定基準に関する条例				
条例番号	昭和32年神奈川県条例第45号	法規集	第11編第4章		
所管室課	県土整備局道路部道路管理課				
条例の概要	道路法第44条の規定に基づき、道路管理者が沿道区域を指定する場合の基準を定めている。				
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	<p>本条例は、道路法第44条の規定に基づき、道路の構造に及ぼす損害を予防し、又は道路の交通に及ぼす危険を防止するため、道路に接続する必要な区域を沿道区域として指定する場合の基準(以下「指定基準」という。)を定めたものである。</p> <p>施行(昭和32年10月10日)以来、区域指定の実績はないが、今後、指定が必要となることも十分想定されるため、指定基準を定めた本条例は、必要な条例である。</p>			
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	<p>指定基準の内容は、道路法第44条第3項に基づく作為義務、同条第4項に基づく措置命令が課される範囲を具体的に規定しており、本条例の目的の実現に対して、適切かつ有効である。</p>			
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	<p>指定基準の内容は、本条例の目的の実現に対して、必要最低限なものであり、効率的である。</p>			
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	<p>指定基準の設定は、道路管理者として、道路法第42条第1項の責務を果たし、管理道路の機能確保に資するものであるから、県政の基本的な方針と齟齬をきたすものではない。</p>			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	<p>指定基準の内容は、憲法及び法令の範囲内であり、これらに抵触しないものである。</p>			
その他	特になし				
見直し結果	<p>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p> <p>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</p> <p>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</p> <p>4 改正及び運用の改善等を検討する。</p> <p>5 廃止を検討する。</p>			<p>理由等</p> <p>現行条例の運用上の課題は見受けられないため。</p>	

